

飯塚市くらしの便利帳無償提供者募集要項

1 概要

市民生活を送る上で必要な情報の提供を目的とし、各種手続きをはじめとする行政情報や観光・歴史等の地域情報を掲載した冊子「飯塚市くらしの便利帳」（以下「便利帳」という）を飯塚市（以下「市」という）と民間事業者が共同で発行するため、広告入り便利帳の無償提供者を募集する。

2 便利帳規格（下記その他、別添「広告掲載仕様書」（以下「仕様書」という）を参照のこと。

- (1) 作製予定部数 A4判 タテ フルカラー 60,000部
- (2) 広告の内容と掲載位置等
 - ①広告の内容：「飯塚市広告掲載要綱」及び「飯塚市広告掲載基準」による。
 - ②広告掲載の位置：表紙裏、裏表紙、裏表紙裏、及び巻中とする。

3 無償提供の期間

納品の日から2年間

4 応募資格

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 国、地方公共団体からの指名停止期間中でないこと。
- (4) 租税を完納していること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに該当する団体または団体に属している者でないこと。
- (6) 事業を適正かつ確実に実施することができる事業規模を有し、経営状況及び財務状況が良好であり、自ら広告主の募集を行うことができる者であること。
- (7) 市民向け情報誌等（自らが企画・編集するものに限る。）について、地方公共団体と共同で発行した実績を有していること。

5 提出書類

- (1) 物品等寄附申込書
- (2) 会社概要等（広告業務実績を含む）
- (3) 便利帳見本または原稿案（応募者が他自治体で作製したもの、企画・提案書、等）
- (4) 市区町村民税納税証明書（直近）
- (5) 誓約書

※提出された書類等は、返却しない。

6 募集期間、応募方法等

- (1) 募集期間 令和6年12月13日（金）から12月27日（金）17時15分まで（必着）
- (2) 応募方法 郵送又は持参による。

7 申込み及び問合せ先

〒820-8501 飯塚市新立岩5番5号

飯塚市 市民協働部 市民活動支援課

電話 0948-96-8259（直通） / FAX 0948-22-5526

E-mail: shiminkatsudou@city.iizuka.lg.jp

8 決定方法等

- (1) 提出書類に基づき、広告業務実績及び広告内容等を総合的に評価し提供者（1社）を決定する。
なお、審査の経緯は公表しない。
- (2) 寄附決定者には、物品等寄附決定通知書により通知する。
- (3) 決定事業者として選定された者は、市と共同発行事業に係る協定書を締結するものとする。

9 注意事項

作製上における遵守事項及び問題発生時の対応等については、「飯塚市広告入り物品等の寄附に関する要領」を参照のこと。